

V 大王古墳論(下)―大王古墳の選別―

1. 大王墳選別の前提

前章で検討した墳丘規格の序列とその区分を念頭に入れた上で、この面から大王墳の抽出という大きな問題に関してどのようなことがいえるであろうか。

今回検討した径 72 歩以上の規格をもつ 56 基の古墳の中から、王陵区に所在する古墳だけを抜き出したのが表 V-1 である。後円部径 72 歩以上の規格をもつ王陵区内の古墳は 32 基であるが、径 72 歩のうち今城塚をのぞく 3 基(古室山、野中宮山、百舌鳥大塚山)は、その推定時期が 4～5 期と墳丘規模極大期に当たるため、大王墳の候補からは除外した。残り 29 基が大王墳の有力な候補となるが、このほか共に中型規格ながら広瀬和雄によって大王墳及びその候補として抽出されている鳥屋ミサンザイ、平田梅山の 2 基をこの表に加えた。時期別に古墳を配列したが、前方後円墳集成による時期比定のほか、白石太一郎(白石 2000)や広瀬和雄(広瀬 2003)の編年、さらに近年の円筒埴輪の編年研究の成果¹⁾を参照し、築造企画(平面・立面のプラン)に着目した筆者なりの編年観を加味したが、近接した時期の古墳相互の先後についてはなお流動的であることはいうまでもない。

前章の検討で、後円部径が 96 歩以上でなおかつ墳長が 150 歩以上ある古墳が、全国レベルで見た場合の大型前方後円墳として、それ以下とは格差が際立つことを見た。王陵区に所在し、この基準を満たす古墳は 23 基である。一定の基準を満たすこの規格の古墳が第一に大王墳の候補とみられるが、23 基を一律に考えてすべて大王墳とみなすことは困難であろう。集成編年の 5 期から 7 期をほぼ 5 世紀代の古墳とすると、この時期には 11 基の大型以上の規格をもつ前方後円墳が確認される。5 世紀には倭の五王が確実に在位し、その前後にも没年が 5 世紀にある大王がいた可能性が考えられるが、最大に見積もっても 7～8 人を上回ることはなさそうである。墳丘規模が極大化したこの時期には、大王以外の有力王族の墓も大型化し、大王墳級の大規格で営まれることがあったことを認めるべきであろう。ただし、大型前方後円墳は王陵区および、地方では吉備、葛城の 2 地域でしか確認されていないから、やはり大型規格以上の前方後円墳は特別に考えるべきことはいうまでもない。5 世紀以外の世紀においては、王陵区に所在する「径 96 歩・長 150 歩以上」の大型前方後円墳は、大王墳の可能性が高いという前提に立って論を進めたいと思う。

大王墳の選別という問題に関して、最も包括的に検討したのは広瀬和雄(広瀬 1988)であろう。氏は、「各時期の最も規模の大きな前方後円墳を大王墓として抽出」できるとして、第 12 表に見られるように箸墓以下 17 基を大王墳と考え、ほかに佐紀石塚山など 4 基が「大王墓の候補」にあげられるものの、「前方後円墳を墳墓とした大王は 17 代にわたって続いた」と結論した。選定の可否は別にしても、各時期最大規模の前方後円墳を大王墳とみなすとする作業仮説は妥当なものといえ、また、二重濠や造出など「古墳を構成する新規の要素はまず大王墓から実現した」との指摘も大王墳抽出作業の前提条件として納得のいくものといえる。

以下、このようないくつかの前提を基本的に承認した上で、筆者が明らかにした墳丘規格の序列と区分(格づけ)案から大王墳の候補をどのように絞りこんでいくことができるか、広瀬の比定案と対照しながら考えていきたい。

表 V-1 王陵区の大王墳候補古墳一覧表 (後円部径, 墳長の単位は歩)

番号	古墳名	後円部径	墳長	時期	大和	佐紀	古市	百舌鳥	三島野	墳丘規格	広瀬案	沼澤案
1	箸墓	120歩	210歩	1	■					◎	①	卑弥呼
2	西殿塚	96	168		■					○	②	男弟王
3	桜井茶臼山	72	138	2	□					×		
4	行燈山	108	171	3~4	■					○*	③	男王
5	メスリ山	102	170		□					△		◇
6	渋谷向山	120	200		■					◎	④	台与
7	五社神	126	189			■				○*	⑤	女王?
8	佐紀陵山	96	152			■				○		◆
9	佐紀石塚山	96	152			■				○	◇	◆
10	宝来山	96	168			■				○	⑥	◆
11	津堂城山	96	152					■		○	⑦	◆
12	コナベ	96	152	5		■				○		◆
13	仲津山	120	210				■			◎	⑧	◆(珍?)
14	百舌鳥陵山	162	270					■		●	⑨	讀
15	市庭	108	180			■				○*	◇	珍か?
16	古市墓山	96	160					□		○		
17	菅田御廟山	192	304		6			■		●	⑩	済
18	ウラナベ	102	191.25				■				○*	
19	太田茶臼山	102	170		7					□	○*	◇
20	大仙陵	192	360					■		●	⑪	武
21	ヒシアゲ	90	157.5			□				△		
22	御廟山	78	143					□		×		
23	土師ニサンザイ	120	210					■		◎	⑫	◆(興?)
24	市野山	96	168					■		○	◇	◆
25	軽里大塚	90	150					□		△		◇
26	岡ミサンザイ	108	171	8			■			○*	⑬	◆
27	今城塚	72	138						■	×	⑭	継体
28	鳥屋ミサンザイ	54	94.5?	9	□					×	◇	◇
29	河内大塚	138	240?					□		●	⑮	
30	平田梅山	60?	105?	10	□					×	⑯	◇
31	見瀬丸山	120	220			■				◎	⑰	欽明

王陵区の表示 ■大王墳の可能性が高いもの □可能性が低い,又は可能性はあるが確実とはいえないもの
 墳丘規格 ●超大型 ◎最大型 ○大型 (*の付くものは径102歩以上) △準大型 ×中型以下
 広瀬氏案 ①~⑰大王墳として抽出 ◇大王墳の候補
 沼澤案 ◆大王墳 ◇大王墳の候補

現行の陵墓の治定にとらわれず墳丘規模だけを基準に見た場合,王陵区に所在する「径96歩・長150歩以上」の墳丘規格をもつ古墳は大王墳の可能性が高く,その中でも径120歩の最大型規格及びこれをはるかに上回る超大型規格の古墳については,これを大王墳とみることに異論は出ないと思われる。

このうち径120歩の最大型規格は早く箸墓に採用されていることからみて,その後の古墳の墳丘規格を決定する際の基準とされたものと考えられる。3期の渋谷向山がこの規格,五社神が126歩で営まれたが,その後100年ほどの間この規格に達する古墳は築造されず,5期の仲津山でこの規格の古墳が再登場すると,ほどなくこれをはるかに上回る超大型古墳が古市と百舌鳥に登場する。墳丘規格の決定が無原則に行われたものでないことは,古墳時代を通じて古墳尺6歩きざみの限定的な主丘部規格で古墳の築造が継続されたことから明らかである。何らかの政治的配慮によって墳丘規格が決定されていることがまちがいないとすると,王陵区に所在する超大型,最大型規格古墳のこのような登場の仕方はどのような歴史事象を反映したものと考えるべきなのであろうか。

この問題に関して結論を先に述べると,最大型,超大型古墳はともに中国王朝から倭国王として冊封された大王のための墳丘規格であり,それぞれの規模の格差は除授された官爵の格差に対応したものと考えたい。箸墓が卑弥呼の墓であることが実証されたとすれば,箸墓の径120歩という規格は「親魏倭王」に封ぜられた王に見合う規格として特別視され,その後も中国王朝からこれに近い官爵を得た大王の墓はこの墳丘規格によって営まれたのではなかったか。そして,最大型規格をはるかに上回る超大型規格は,5世紀になって初めて登場することからみて,倭の五王のうち倭国王号とともに

諸国の軍事権を公認する称号を得た大王のために創出された墳丘規格であった可能性が高い。

このような想定を成立させるためにはいくつかの手続きが必要であるが、第一に箸墓が卑弥呼の墓であることを立証しなければならない。

2. 箸墓の被葬者問題

弥生墳丘墓（「纏向墳丘墓」を含む）と箸墓の平面プランをくらべて見ると、前者がフリーハンドで描かれたかと思われるのに対し、後者は明らかに定規やコンパスなどの製図器具を使用して描かれていると確信されるほどのちがいがあある。事実、箸墓では24単位設計法という設計方式と古墳尺の使用が認められ、この二つの要素が後々長く踏襲されることは本稿のこれまでの記述によって明らかであろう。テラスをそなえる多段築成構造の採用とともに、箸墓の画期性を端的に示す要素といつてよい。このような墳丘構造を生み出した設計、施工技法は、弥生墳丘墓の技術段階からは自生しえないものと思われ、先進地域、おそらく中国からの直接的技術支援を得ることによって初めて可能になったものとする。纏向墳丘墓と箸墓の平面プランは、撥形に開く前方部（突出部）の形など近似しており、前者から後者へと推移したことは明らかである。前方後円という平面プランは弥生墳丘墓からの漸移的發展の結果であるとしても、墳丘の立体的構成とその設計、施工技法は、中国の土木技術の導入によって成立した可能性が高い。倭人の注文に応じて、中国人技術者が一定の尺度と設計方式によって設計図上に定着させたのが前方後円墳という墳丘プランであったと考える。

そのような中国人技術者による援助を受ける機会が、卑弥呼の死亡時にあったことはたしかなことといえる。魏志倭人伝によれば、正始8年（247年）に魏使・張政等が帯方郡から女王国へ派遣されている。張政の塞曹掾史という官名は倭人伝以外には見えないようだが、史は書記官の一般名称だから、張政は边境の塞とりでに配置された文官なのだろう。しかし、狗奴国との紛争にともなって派遣された使節団であるから、単なる親善使節ではありえず、軍事顧問団のような陣容をそなえていた可能性も高い。そうであれば、文官ばかりでなく近代的軍隊における工兵のような、野戦築城術などの土木技術に精通した技術者が含まれていた可能性も十分考えられる。いずれにしても、魏王朝の行政組織の末端に連なり、紛争中の外国に派遣されるほどの官人の集団であるから、その中に古墳の創出に参画し、指導的役割を果たせるだけのしかるべき有能者が含まれていたと想定しても、それほど荒唐無稽な想像とはいえない。

古墳の暦年代に関する近年の研究状況を見ると、箸墓の推定時期が次第に遡って考えられるようになり、卑弥呼の没年に近づきつつある傾向にあるといつてよい（白石 2002）。張政等がその倭国滞留期間中に卑弥呼の死に際会したことは文献上明らかである。箸墓が、張政等の一員の手によって設計され、施工管理までされて成った可能性は高いと考える。正史に記録されない非公式な中国人の来朝も当然あり得るわけで、中国の土木技術者から直接の技術的支援を受ける機会がこのときを措いてほかにない、とまではいえないとしても、諸条件を勘案して考えるとき、箸墓が張政等の中国人使節団の滞在期間中に死去した卑弥呼の墓である可能性は高いと思われる。

「径百余歩」の解釈 卑弥呼の墓は倭人伝に「径百余歩」と記録されている。筆者の判定では箸墓の後円部直径は120歩であるが、この値は百余歩という表現に見合うものといえるであろうか。古代中国でも特別な場合12進法が使われることはあったが一般には10進法が使われていたといわれる（藪内 2004）ので、百余とは100以上で150までは達しない値と解して大過なく、そして150よりは100に近い数とみてよいとも思われるので、125歩以下と上限を定めることができる。120歩は100以上125以下という範囲に収まる。

箸墓＝卑弥呼の墓説の創唱者である笠井新也は、魏代の1歩を曲尺の約4尺7寸4分とみて、箸墓後円部の直径150mは「ちょうど百四歩半となる」として、魏志の百余歩によく合致すると結論した(笠井1942)。陵墓図公開以前のことで、後円部直径の把握が不正確なのは仕方ないとして、魏の尺では国立歴史民俗博物館の156mという捉え方(白石ほか1984)の場合で108歩、筆者の把握する164.4mでは114歩となる。それぞれ百余という表現に見合う値にはなるが、最初の古墳の後円部規模がこのような半端な数値に設定されることはありえないことといえよう。筆者の尺度論でも、後円部径102歩、108歩、114歩という規格が存在する。しかし、これらは最初の古墳である箸墓の120歩という規格値を基準に、これとの格差を示すために1単位当たり1/4歩、直径では6歩差の歩数調整によって後から生み出されたものである。

最初の古墳を創り出すに際して、半端な数値が選択される理由は特に見当たらず、何らか切りのよい数値に設定されたとみるのが自然である。120という数値は、12進法にとっても、これと関連の深い60進法にとってもきわめて切りのよい数値である。120歩は百余の範囲内に収まる数値であり、魏志倭人伝の記録は箸墓古墳の後円部に関する記述とみて問題はないと考える。

なお、十二支をはじめ12を基準数とする数の観念が古代中国にもあったことはたしかであり、倭人伝に「自郡至女王国万二千余里」と実際とはかけ離れた里程数が記されているのもその現れと思われる。「檄」は木簡に書かれた触れ文であるが、後漢代では長さ「尺二寸」に作るのが定式であったという(佐伯2000)。張政等は、帯方郡の太守王頌の命で作った檄をもって倭の難升米を告諭し、倭に至ってのち共立された台与に対しても檄をもって告諭しているから、政等が12を基準数とする数の観念をもっていたことは疑いえない。

次に、卑弥呼の墓に関する魏志の「径百余歩」の冢という記述にしたがえば、これを円墳とみるのが当然で、前方後円墳である箸墓を卑弥呼の墓に擬するのであれば、この矛盾を解決しなければならぬ。この問題については、当初円墳として築造され、その後前方部がつけ加えられたとの解答案(丸山1983)が出され、この案に対しては、周濠を含む左右相称に施工された全体プランからみて、前方部付加説は成り立たないとの反論(寺沢2002)が知られる。円丘の中心点さえ求められれば、円墳を前方後円墳につくり変えることにしても左右相称プランを現出させることはさして困難なこととも思われない。ただし、倭人の注文に応じて、弥生墳丘墓からの発展系列上の図形を、中国人技術者が24単位設計法によって設計図上に定着させたのが前方後円墳であるとの筆者の理解にしたがえば、箸墓は当初から前方後円墳として設計され、縄張り(地割り)まで行われたと考えられる。

魏志に径百余歩と円墳のように記された理由は、当初から前方後円墳として設計されたが、実際の施工は後円部の築成が先行され、魏使の帰国時には見かけ上円墳として完成していたからであろうと考える。埋葬主体部を設置する主丘部の完成を優先するのは当然のことで、前方後円墳の墳丘断ち割り調査によって、後円部の築成が先に行われ、その完成後に前方部が付加されたと確認された例はそれほどまれではない。土囊列の検出によって築造工程が詳細に復元された大阪府蔵塚古墳(9期か。江浦ほか1998)をはじめとして、静岡県磐田市赤門上古墳(3期。下津谷ほか1966)、名古屋市中区大須二子山古墳(8期。田中1953)、島根県松江市古曾志大谷1号墳(前方後方墳、8期。丹羽野ほか1989)、同岡田山1号墳(門脇ほか1987)、出雲市大念寺古墳(川上ほか1988)、千葉市人形塚古墳(以上10期。笹生1987)などで後円部の築造が先行することが確認されており、筆者が調査を担当した千葉市椎名崎1号墳(10期。沼澤1975)でも同じ状況を確認している。古墳時代を通じてこのような構築手順が一般的に行われたとみれば、魏志のこの記述も箸墓＝卑弥呼の墓説の否定材料にはならない。箸墓の墳丘上で宮山型特殊器台と都月型円筒埴輪という時期の異なる祭祀遺物が採集されているのは、

後円部での埋葬儀礼の執行時期と墳丘全体の完成時期が異なることを示唆する材料といえるかもしれない。

「殉葬者奴婢百余人」の記述もよく問題とされる。これまでの多くの古墳の調査で、大量の殉死者の存在を思わせる発掘例がないことをもって、卑弥呼の葬儀に関する記録の信憑性に疑問を呈する所説は多い。しかし、魏志のこの部分の記述は古墳時代全般の習俗を記したのではなく、卑弥呼の葬儀に関してのみの記録である。箸墓の墳丘部の調査は全く行われておらず、周辺の調査もごく一部にとどまる現状では、多数の殉死者の存在を否定も肯定もできないというべきであろう。古墳時代の全般的状況から、卑弥呼の死と葬儀という1回かぎりの歴史的イベントに関する中国側の記録を否定することはできない。

台与の墓 以上、積極的な立証にはほど遠いが、箸墓を卑弥呼の墓と認める場合に障碍となる事項に関して卑見を述べた。仮に箸墓が卑弥呼の墓であり、「親魏倭王」に冊封された者の墓の規格がこれによって示されるとみると、径120歩の最大規格をもつ前方後円墳としてその次に営まれた渋谷向山古墳の被葬者としては、おのずから台与（耄与）の名があがってくる。

台与は、卑弥呼の死後一旦立てられた男王に国中服さなかったため擁立されると、倭の大夫等20人で張政等を帯方郡まで送らせ、使節は足を伸ばして魏都に至り、各種の方物を献じている。このとき台与に対しても「親魏倭王」の称号が贈られた可能性は高いが、このときでなくとも、西晋の泰始2年（266年）にも台与は朝貢したとみられ、いずれかの機会に卑弥呼と同等の称号を得た可能性はきわめて高い。卑弥呼の死から台与の遣使に至る出来事は正始8年（247年）以後のせいぜい数年間に起きたと考えられるが、女王となったとき台与は「年十三」と伝わるので、その在位が数十年に達した可能性は十分考えられる。台与の没年と渋谷向山の推定時期との間に齟齬はない。

箸墓と渋谷向山との間には、西殿塚、行燈山という少なくとも2基の大型前方後円墳が営まれている。墳丘規格の面からみて、これらも大王墳の可能性は高く、台与の墓としてはそのどちらかを当てるべきではないかとみられるかもしれない。卑弥呼には「国を佐け治む」男弟と、「飲食を給し辞語を伝える」男子が一人あったと記録されている。大林太良は、多年の内戦を経て女王卑弥呼が共立され、男弟（王）とともに聖俗の役割を分担する「王権の構造改革」が行われ、国中が服するようになったと指摘している（大林1977）。聖俗二王制ともいえるべき体制は、卑弥呼の死後、男王擁立によって混乱が起きたため、再び女王（台与）を擁立することによって復活された。

西殿塚、行燈山の2古墳はこのような体制下の男（俗）王であったものの墓と理解したい。卑弥呼の死後に立った男王が、卑弥呼の代の男弟と一男子のうちの一人か、それとも全くの別人であるのか不明であり、台与の擁立にともなって廃されたのかどうかもわからないが、2人の女王の代に2人ないし3人の男王が立てられた可能性が考えられ、聖俗どちらの王に対しても大型の墳丘規格が用意され、このうち中国王朝から倭王の称号を与えられた二人の女王は最大規格の古墳に葬られたものと考えたい。メスリ山古墳も、このような俗王の一人の墓として営まれた可能性が高い。

2人ないし3人の男王にくらべ、年十三で女王となった台与は誰よりも若かったはずで、最も遅く死を迎えた可能性は高く、渋谷向山古墳の年代観との矛盾はない。いずれにしても文献上その存在が明らかな男王の墓のためにも、女王に準じて大型の墳丘規格が用意された可能性は高いとみるべきであろう。

以上、想像がすぎるように思われるかもしれないが、径120歩という最大規格が最初の前方後円墳である箸墓に採用されていることについての解釈と派生する理解について述べた。

3. 佐紀西群の古墳

渋谷向山を最後として、大型前方後円墳が大和で営まれることはなくなり、王陵区は佐紀へと移動する。聖俗二王体制はいつまで続いたものか不明である。一般に佐紀の大型古墳の中では五社神が最も古いと目されているが、筆者も低地に立地する宝来山より先行する可能性が高いと考える。五社神は超大型規格をもち、中国王朝からの受爵に関しては不明ながら、在位が長期に及んだ聖王の墓である可能性はありうる。佐紀陵山は径 96 歩と後円部規格に格差があるから、俗王の墓の可能性は考えられる。規模の劣る佐紀陵山の方が俗王の墓だとすると、その後佐紀石塚山、宝来山、津堂城山（古市）、コナベと続く 4 基の大型墳が同じ径 96 歩という規格を採用していることは、これらが俗王の系譜に属す可能性が高いことを示唆するとも解せられる。

コナベは集成編年では 5 期とされ、津堂城山より後出とされるが、平面プランの類似からみて大きな時間差はなく、いずれにしろコナベの築造時期を 4 世紀末から 5 世紀初頭とみて大きな誤りはないであろう。広瀬案では径 96 歩の後円部規格をもつ 5 基のうち宝来山と津堂城山の 2 基を大王墓、佐紀石塚山はその候補とするが、佐紀陵山とコナベは候補にも入っていない。3 期から 5 期初頭にかけて連続的に営まれたこれら 5 基のあいだで、同じ後円部規格をもち、宝来山をのぞく 4 基は墳長も同一でありながら、このような区分けをすることに妥当性はあるだろうか。五社神をのぞく佐紀西群の大型古墳はみな径 96 歩の規格で、東群に属すが築造時期は西群に近いとみられるコナベも同じ規格である。このうちどれか一つでも大王墳に擬するのであれば、5 基すべてを同じように考えなければ一貫性に欠けるように思われる。

広瀬は津堂城山を大王墳と認めるについては、造出の付設や二重の周濠など広大な外縁施設を備えることも根拠としている（広瀬 1988 : P71）。妥当な判断と評価できるが、そうであればコナベ古墳の周囲に「衛星的」（田中 1991）に配された陪塚の存在状況も大王墳にこそふさわしいというべきで、この古墳も大王墳の可能性はきわめて高いとみるべきであろう。大王墳の極大化期以前の築造であることから、佐紀陵山、佐紀石塚山、コナベの 3 基を大王墳とみて誤りないと考える。

五社神と佐紀陵山を聖俗 1 セットで 1 代とみるか、そうではなく 2 代とみるべきか不明であるが、その後継的に営まれた佐紀石塚山、宝来山、津堂城山（古市）、コナベを含めた 6 基は、ほぼ 4 世紀前葉から 5 世紀初頭にかけての 100 年ほどの間に築造されたとみて大過ないとすると、5 世代とすれば平均治世年数は 20 年、6 世代とみた場合は 16.7 年となり、後世の大王（天皇）の平均在位年数とくらべて短すぎることはない。逆にどれかを大王墳から除外すると、平均治世年数が長くなりすぎるといえるのではなかろうか。

4. 倭の五王墳

倭五王の官爵 5 世紀には後円部規格が最大型の古墳 2 基（仲津山、土師ニサンザイ）と超大型 3 基（百舌鳥陵山、菅田御廟山、大仙陵）が王陵区に営まれた。5 世紀には中国史書に見える倭の五王がほぼ確実に在位したとみられるから、この 5 基が五王に対応すれば問題は簡単である。最大型の古墳は「親魏倭王」に近い称号を得た大王、超大型古墳はこれに加えて「使持節」「都督諸軍事」号を除正された大王のための規格とみるのは自然な見方といえるのではなかろうか。

墳丘規格と宋から除正された官爵との間に相関関係があったと仮定した場合、讚にはじまる五王の墓はどのように比定すべきか。宋書から知られる五王の官爵を整理したのが表 V - 2 である。讚は永初 2 年（421 年）に修貢し、除授を賜ったむね「宋書倭国伝」に記されている。讚が除授された官名は明記されていないが、坂元義種によれば、のちの倭国王たちと同じ「安東將軍・倭国王」と考えて

表 V-2 五王の遣使状況と除正及び自称爵号の対比（宋書による）

王名	遣使年		除正爵号	自称爵号	その他の記事	紀・伝の別
讚	永初 2	421年			除授を賜ふべしの詔	倭国伝
讚	元嘉 2	425年			讚又方物を献ず	倭国伝
讚?	元嘉 7	430年			倭国王方物を献ず（本紀）	本紀
珍	元嘉 15	438年	安東將軍・倭国王	使持節・都督倭百濟新羅任那秦韓慕韓六国諸軍事・安東大將軍・倭国王	倭隋等 13人に平西・征虜・冠軍・輔国の將軍号をゆるす	倭国伝
済	元嘉 20	443年	安東將軍・倭国王			倭国伝
済	元嘉 28	451年	使持節・都督倭新羅任那加羅秦韓慕韓六国諸軍事・安東將軍・倭国王		23人を軍郡に除す	倭国伝
済?	大明 4	460年			倭国王方物を献ず	本紀
世子興	大明 6	462年	安東將軍・倭国王			倭国伝
武	?	?		使持節・都督倭百濟新羅任那加羅秦韓慕韓七国諸軍事・安東大將軍・倭国王		倭国伝
武?	昇明元	477年			倭国王方物を献ず	本紀
武	昇明 2	478年	使持節・都督倭新羅任那加羅秦韓慕韓六国諸軍事・安東大將軍・倭王	開府儀同三司		倭国伝

よいとのことである（坂本 1967、1981）。また、次の倭王珍が「使持節都督倭百濟新羅任那秦韓慕韓六国諸軍事安東大將軍倭国王」を自称してその除正を求めたのは、前代の讚が何度か朝貢を繰り返すうちにそれに近い爵号を得ていたからであるとして、「珍の自称称号—そのうちの大部分—は、すでに前王の讚が宋朝から授けられていたもの」と考えてよいという。讚は 2 度 3 度と朝貢を繰り返すうちに珍の自称称号に近い官爵を得たもので、そうでなければ珍の自称称号の除正要求はあまりに唐突すぎるから、讚がすでに珍の自称に近い官爵を得ていたのであろうとする坂元の説明には説得力がある。結局、珍は前王の初任時の官爵を除正されたにすぎず、朝貢もこの 1 回にかぎられたので進号されることもなく終わった。次の済も初任時の称号は同じで、2 回目に「使持節」「都督諸軍事」号を加えられている。武もおそらく 2 回目に同様の官爵を除正され、さらに安東將軍から安東大將軍に進められている。

結局、讚、済、武の 3 人は「安東將軍倭国王」に加え「使持節都督倭・・・六国諸軍事」という軍政権に関わる称号を得たのに対し、珍と興は「安東將軍倭国王」号を得るに止まった。讚の称号に関する坂元の推定が正しいとすれば、讚は「親魏倭王」とは比較にならない榮爵を初めて得た大王ということになり、それが墳丘規模に反映したとみれば、飛躍的に大きな墳丘規格をもつ超大型古墳が築造されたことを理解しやすくなるといえる。「径 120 歩・長 210 歩」という墳丘規格をもつ箸墓が「親魏倭王」を除正された卑弥呼の墓であったとして、以後これを凌駕する古墳が長く営まれることがなく、5 世紀にはじめてこれを大きく上まわる古墳が出現した背景に、宋からの冊封という事実があった可能性は高いと考える。

讚の墓としては、超大型古墳として最も早く営まれた百舌鳥陵山を当てるのが自然といえよう。石部正志（石部 1981）をはじめ、この古墳を讚の墓とみる見解はかなり多い。讚の没年は 430 年以降 438 年以前とみられるから、5 世紀前葉とされるこの古墳の推定時期とも矛盾はない。

済の墓としては菅田御廟山を当てるのが自然で、済の没年と古墳の推定時期も近く問題は少ない。残る超大型古墳は大仙陵で、これを武の墓に当てて考えたい。ただし、この古墳は一般に 5 世紀後半に比定されるが、近年、造出から ON-46 ないし TK-208 型式とみられる須恵器大甕の破片が採集された（徳田ほか 2001）ことから、5 世紀前半代に遡らせようとする考え方も知られる。ただ、断片的な採集資料であるから、その利用は慎重にすべきであろう。森浩一は、この古墳の前方部から出土したと伝わる長持形石棺や副葬品を 5 世紀末から 6 世紀初頭に比定している（森 1981）。前方部埋葬は当然追葬されたもので、後円部の主体部より時期は多少下るが、後円部の初葬が 5 世紀前半にまで遡る可能性はきわめて低い。武の墓として時期的にそれほど大きな齟齬はないと考える²⁾。

武は雄略である可能性が高く、記紀などから知られるこの大王の事蹟、また万葉集巻頭の歌が雄略御製とされていることなど、この大王の治世に画期性を認めようとする後世の認識(岸 1986)はよく知られており、このような大王の墓としては最大の墳丘規格をもつ大仙陵以外には考えられないといつては過言であろうか。

珍と興の墓 讚, 濟, 武には劣るものの「安東將軍倭国王」に除正された珍, 興の墓としては径 120 歩の最大型規格がふさわしく、仲津山を珍, 土師ニサンザイを興の墓に擬すことができれば問題ないが、5 世紀代の最大型及び超大型古墳の築造順については次のようにみるのが定説化している。

仲津山 → 百舌鳥陵山 → 誉田御廟山 → 大仙陵 → 土師ニサンザイ
(讚) (濟) (武)

近年の円筒埴輪編年では仲津山と百舌鳥陵山はほぼ同時期とみられ、百舌鳥陵山→仲津山という築造順が承認されるようになれば、珍の墓は仲津山で決まる。ただ、古市と百舌鳥における大型古墳の交互築造という事象の解釈(後述)の面から、仲津山→百舌鳥陵山という築造順は覆らないのかもしれない。土師ニサンザイについても前方部前幅の肥大傾向などからみて、大仙陵→土師ニサンザイという築造順は自然に見える。ただし、土師ニサンザイの前方部前幅の肥大は、墳長が 210 歩と大仙陵より大幅に短く設定されながら、前方部の高さを大きくしたための技術的な措置による可能性も考えられないことではなく、絶対的指標とはみなせない。後述のように土師ニサンザイを反正陵とするような年代観も知られるから、興の墓とする見方も成立の余地がまったくないわけではないが、今のところ上掲の築造順にしたがっておきたい。

珍, 興の墓として径 120 歩の最大型古墳を当てることができないとすると、大型規格古墳の中から時期的に妥当性の高いものを選ぶしかない。珍については、市庭(佐紀)が時期的に最もふさわしく、後円部規格も径 108 歩という大型規格の中でも上位の大規格をもつ。ここでは市庭を珍の墓の第一候補とする。

興の墓はウワナベと太田茶臼山のどちらかと考えられる。ともに径 102 歩という大型規格をもつので甲乙つけがたいが、ウワナベの方が墳長で 10 歩長く、また衛星的配置の陪塚群をもつことは大王墳にふさわしい。ウワナベを興の墓の第一候補と考えたい。

珍, 興は倭国王号を除正されながら、最大型に満たない規格の古墳しか営めなかったということになるが、珍の場合は在位年数が 5 年ほどしかなく、興については宋書に「世子興」と特記されているように即位に何らかの事情があった可能性が指摘されており、中国王朝から倭王に除正された者でも国内的基盤が弱い場合、最大型規格の古墳に葬られないこともあったと解釈しておきたい。卑弥呼、台与とも、推定される在位年数は相当の長期間(卑弥呼は数十年、台与は最低でも 15 年以上)とみられ、讚, 濟の在位年数も宋書によればそれぞれ 15 年以上に及ぶことも留意すべきであろう。

仲津山と土師ニサンザイ この場合、倭国王号を除正された卑弥呼らの墓と同じ最大型規格をもつ仲津山と土師ニサンザイの存在についてはどのように解釈すればよいのであろうか。

『晋書』安帝紀には義熙 9 年(413 年)に高句麗や倭国が方物を献ずとの記載がある。このときの倭王について、①『南史』倭国伝のように倭王讚とみるか、②讚の先代の大王とみるか 2 案が考えられるが、②の想定を採用して仲津山の被葬者を讚の先代大王に当て、記録には残らないものの何らかの官爵を除授されたとみれば、この古墳が最大型規格をもつことを合理的に説明することができる。このときの使者は、③東晋の欽心を買うため高句麗が使者に仕立てた倭国の捕虜ではないかとして、倭王の遣使はなく、官爵の授与もなかったとみる説(坂本 1981 : P65-73)も有力であるが、渋谷向山・五社神以来ほぼ 1 世紀ぶりに最大型規格の古墳が登場した事実を重視すれば、倭国からの朝貢と倭王への

除正があった可能性を考えなければならない。

土師ニサンザイについては、これを武の墓とする見方もあるが、墳丘規格の面からは武の墓とみることは到底できない。ただし、武の後に中国王朝に使者を派遣し、官爵を得たことが確実な大王は知られない。見瀬丸山も最大型規格をもつが、これが真の欽明陵だとすれば、欽明も中国王朝から官爵の除正を受けていないので、超大型古墳の登場以後においては、何らかの国内的配慮によって最大型規格の古墳に葬られる大王もあったと解せられる。

いずれにしても、墳丘規格と官爵との対応関係があったとする想定からすれば、

百舌鳥陵山 → 仲津山 → 誉田御廟山 → 土師ニサンザイ → 大仙陵
 (讚) (珍) (濟) (興) (武)

という編年が成立することが望ましい。現状の編年観ではこのような順序にならないことは先述のとおりであるが、5基すべてが陵墓又はその参考地に治定され、相対的年代観や暦年代比定についても根拠が弱い面は否めない。今後の研究の進展によっては、筆者の墳丘規格の意義づけに合致するような編年に到着する可能性も絶無とはいえないと思うが、本稿では上述のような五王の比定としておきたい。

5. 五王以後

記紀によれば雄略以後継体までの間に4人の天皇が即位したと伝わるが、説話的なオケ、ヲケの二王は実は一王（とその分身）であったとする見方も有力である（山尾 1983、和田 1988）。時期的に大仙陵と今城塚（真の継体陵の可能性が高い）の間には、大型以上の規格をもつ古墳として土師ニサンザイ、市野山（径 96 歩）、岡ミサンザイ（径 108 歩）の3基が位置づけられ、三帝に対応する。軽里大塚は径 90 歩の準大型規格をもち、四帝の場合には候補として追加されよう。

継体の墓については今城塚を当てる見方が定説化しつつあり、墳丘規格が大型に達しないことをのぞけば、筆者も反対する材料をもたない。継体以後については記紀の記録も信憑性が著しく高まるとみれば、安閑、宣化については現行の治定を承認しておいてよいのかもしれない。現行の宣化陵（鳥屋ミサンザイ古墳）は径 54 歩（74.0m）という中型規格であり、安閑陵（高屋築山古墳）はこれより小さい規格であるが、今城塚が径 72 歩であり、継体と他の二帝との治世年数や生涯の事蹟をくらべれば過小とまではいえない。逆に岡ミサンザイをどちらかの墓とするような見方は、今城塚の墳丘規格との比較から成立し難い。日本書紀によれば継体の 25 年という長期在位に対し安閑は 2 年、宣化は実質 3 年であり、治世年数と墳丘規格は対応しているといえる。ただ、安閑・宣化と欽明の二朝並立、対立抗争があったことを認めるか否かによって、安閑・宣化の陵としてどの程度の古墳が営まれたか評価が分かれてくる。対立を止揚した欽明が、二帝のためにどのような造墓指定を行ったかが問われてくるわけであるが、今のところ筆者としては定見をもたない。

最大型規格をもつ見瀬丸山は、蘇我稲目の墓とする説も知られるが、真の欽明陵とみてよいであろう。稲目以前に蘇我氏がどの程度の古墳を営んできたか明らかでないが、継体以後の墳丘規模抑制という一般的傾向の中で、大臣であってもこのような大規格古墳を営むことができるはずもない。書紀によれば欽明の治世は 32 年（法王帝説では 41 年）に及び、この間に国造制をはじめ新たな国家の支配機構が整備されたといわれる。その事蹟や治世年数からみても、最大型規格古墳に葬られるにふさわしい大王であったと見てよいであろう。

河内大塚の被葬者 ここで問題となるのが超大型規格をもつ河内大塚である。集成編年で 8 期に位置づけられているが、この時期にかなう適当な被葬者を充てることできない。この古墳の被葬者問

題については雄略の墓とする論説も多く見られるが、円筒埴輪の樹立が確認されていないので、5世紀末の古墳とみることは到底できないであろう。後円部に残るいわゆる「ごぼ石」については横穴式石室の天井石と認めるか否か評価が分かれるが³⁾、埴輪の使用が見られないことを重視すれば、①6世紀でも後半代の築造とみるか、②未完成の古墳とみるか、③あるいはその両方、とみるしかないように思われる。筆者は、この古墳は未完成の古墳ではないかと考える。

河内大塚の陵墓図を見ると、後円部は高さ19mあまり（平面規模にくらべてかなり低い）で、等高線は乱れも少なくほぼ正円形にめぐり、前方部へ移行していくような地形は見られない。前方部の右側縁から前縁にかけて3本の等高線が見られ、陵墓図によるかぎり、前方部は高さ3mあまりの低く平らな地形とみられ、その上にかつて大塚村の家屋が20個ほど建ち並んでいたという。大王墳と目される大規格古墳で中世に城郭として利用されたために損壊を受けたものは多いが、そのような場合でも墳丘の半分までもが完全に封土を除かれ、しかもそこに永続的な集落が営まれるようなことはなかった。超大型古墳に対する後世の扱いとしてはきわめて異例なことといえる。

前方部を削平して居住地を造ろうとする場合、掘削土の処理は周濠を埋め立てるのが最も実利的な解決策であるが、周濠の一部でも埋め立てられた形跡が認められないのも奇異なことといえる（灌漑水利の既得権による制約も考慮しなければならないが）。後円部は先述のとおりきれいな円墳状を呈し、前方部側からの掘削を物語る崖面は図上にはどこにも見られない。これらの事実を総合すると、前方部が後世に削平された可能性は低いのではないかとと思われる。箸墓の被葬者問題の項で、後円部を先に完成させる築造手法が決して異例のものではないことを説明したが、河内大塚の場合は、後円部の築成がある程度完成した時点で、何らかの事情で古墳自体の造営計画が停止され、そのまま放置された可能性が高いと考える。

超大型規格をもつこの古墳は大王のために築造が開始されたことはまちがいないが、それでは誰のために着工されたのであろうか。6世紀代で、このような大規格古墳に見合う事績をもつ大王は継体と欽明しかない。継体の墓が今城塚にちがいないとすれば、河内大塚は欽明の墓として計画されたと考えるほかない。書紀には、欽明32年4月に大殿（磯城島金刺宮）で崩御すると、5月に河内国古市に殯され、9月に桧隈坂合陵に葬られたと記されている。大和で死去し、大和の墓に葬ることが決まっていたとすれば、わざわざ河内の古市で殯をするというのは真に奇妙なことといえる⁴⁾。当初は伝統的な王陵区である古市に本葬する予定で築造が開始されたが、何らかの事情で変更され、大和の地に古墳がつくりなおされたのではなかろうか。このように解さなければ、欽明没後の葬儀に関する一連の記録はあまりにも不自然である。河内大塚の後円部が完成するまで、欽明の遺体は古市で殯宮に安置され、石室が完成していたとすれば、一時石室内に埋葬されていたかもしれない。その後、陵墓を大和の地につくりなおすことが決定され、新陵完成後に改葬されたものと思われる。何故そのようなことが行われたか推測の域を出ないが、堅塩媛との合葬を見越した蘇我馬子の意向が強く反映された措置である可能性は十分考えられる。なお、筆者は寿陵の存在を否定する立場であり、殯から本葬までにはかなりの長期間を要したと考えるので、書紀に記された時間関係についてはそのまま鵜呑みにすることはできない⁵⁾。

6. 葛城と吉備

この二つの地域には大型以上の規格をもつ前方後円墳が4基存在する。所在地域からみてこれらを大王墳と認めることは今日の通念からして無理があり、それぞれその地域の首長墳とみるしかないであろう。

北葛城に径 96 歩の巢山（4 期）、南には径 108 歩の室大墓（5 期）という大規格古墳があり、北にはほかに径 90 歩の新木山と築山（ともに 5 期）も営まれた。室大墓を葛城ソツヒコの墓に擬す説（白石 1973）、馬見丘陵の古墳群を葦田宿禰系、室大墓を中心とする古墳群を玉田宿禰系の墓所とする見解（門脇 2000）なども知られ、その当否は別にして、この時期に強勢を誇り、朝鮮半島での外交などにも活躍したことが記紀に記される葛城勢力の営んだ古墳であることはまちがいないところといえよう。大王墳に匹敵する大型規格を認められたのは半島での活躍などのほか、上掲の諸古墳がすべて造出をそなえていることからみて大王家の外舅の立場にあつて、大王に準じた葬儀が許容されたためと考えるのが一応妥当な判断かと思われる（造出付設古墳の被葬者に関しては後述）。

吉備では超大型規格の造山と最大型規格の作山が下道地域に営まれた。造山は、本稿で倭王・讚の墓と考えた百舌鳥陵山古墳とくらべ後円部規格では 1 ランク下、墳長で 10 歩短いだけであり、並の大王墳よりはるかに大きい。この 2 基の後に上道地域に径 84 歩という中型規格の両宮山が営まれたが、ほかには、その前後を通じて墳長 150m 前後が最大規模であり、造山、作山の登場はあまりにも唐突である。ともに造出をもつので大王の外戚の立場にあつたことは確実で、記紀の記載から朝鮮半島などでも活躍したことはたしかであろうが、葛城の諸墳とくらべてもその規模は格段に大きく、生前にどのような功績があればこうした大規格の築造を認められたのか適当な解釈が浮かばない。倭王珍の授爵の際、13 人が將軍号を許され、済のときにも 23 人が軍郡に除せられており、そのような称号を得たことも関係しているであろうが、珍の墓は超大型古墳ではない可能性が高く、吉備の首長ははるかに大きな古墳を営みえたのは不思議なことといえる。あるいは珍、済の両度、同じ人物が將軍号などを得たのかもしれないが、それにしても地方豪族が超大型古墳を営むことができた事情をうまく説明することが筆者には今のところできず、今後の課題とするしかない。

7. 王陵区変遷の真因

前節では、ほぼ墳丘規格だけを根拠にした場合、大王墳の被葬者特定という問題に関してどのような発言が可能であるか推測を述べた。その中で、佐紀の市庭古墳とウワナベ古墳は倭王・珍及び興の墓の可能性が高いと考えた。このような理解はこれまでなく、一般には、津堂城山古墳が河内に進出した最初の大王墳として古市に営まれて以後は、古市と百舌鳥で交互に大王墳が営まれ、佐紀ましてや三島野に大王墳が営まれることはなかったと理解されているようである（今城塚をのぞく）。王権の本拠地移動説に立脚した理解であり、たとえば白石太一郎は大和川水系の大和・河内の政治連合内で盟主権が移動した結果、大王墳は古市と百舌鳥で交互に営まれ、5 世紀の佐紀の大型古墳は大王の妃やその父の墓であろうと推定して、大王の墓はないと断じている（白石 2004 : P120-124）。

しかし、墳丘規格に関する筆者の検討では、津堂城山以後も佐紀では「径 96 歩・長 150 歩以上」の大型規格で前方後円墳が営まれている。コナベ古墳のほか、径 108 歩と 102 歩という大型でも上位の後円部規格をもつ市庭古墳とウワナベ古墳は大王墳の可能性が高い。

太田茶臼山古墳の被葬者問題 三島野の太田茶臼山古墳についても、径 102 歩という大型規格をもつことから、大王でなければきわめて有力な王族の墓であろうと考える。径 96 歩以上の規格は葛城と吉備以外にはなく、淡輪の西陵古墳でも径 84 歩の準大型規格でしかない。西陵古墳は通説のとおり紀氏の墓であっても問題はないと考えるが、太田茶臼山についてはその墳丘規格からみて地方豪族の墓とみることは到底できない。

門脇禎二は太田茶臼山の被葬者について、①継体と血統的にゆかりのある人、たとえば大郎子（意富々等王）、②三嶋の地の有力者、すなわち三嶋県主飯粒の関係者、などを充てる考え方がありうると

して、①については5世紀中ごろの息長氏と三嶋の地との関係をどう証明するか問題が多いが、②の「県主の先祖筋の人物」は十分候補者になると述べている(門脇ほか1997)。白石太一郎は、「太田茶臼山古墳はあくまで三嶋の在地勢力が造ったもの」とした上で、弁天山古墳群から続く勢力が「この時期、ヤマト政権のなかでひじょうに大きな地位を占め」、「大王家と婚姻関係をもつに至った」ことが太田茶臼山の出現につながったとの理解を示している⁶⁾。

筆者は、両氏のような在地首長墳極大化説は成立しないと考える。それ以前の在地首長墳とは規模においてあまりにも隔たりが大きく、この地の勢力が政権内で特に重きを置いたような形跡も文献上認められない。地方豪族の子女と大王との婚姻記事は記紀にもかなり記録され、ほかにも記録残存の偶然性によって記紀には採録されなかった婚姻関係も各地の豪族との間に多数あったことはたしかなことと思われる。VIII章で述べるように、前方後円墳の造出は追善祭祀執行の場であり、一義的には大王への祭儀のために創出された施設と考え、中央、地方の豪族については、その子女が大王の妃となって王子を産んだ場合、大王の外舅として大王に順ずる葬送儀礼の執行が許され、造出の付設を認められたのではないかと考えている。地方に所在する造出付前方後円墳を見ると、尾張の断夫山古墳は継体妃目子媛の父草香の墓とみる説が知られるが、この古墳は造出をそなえておりその可能性は高いと考える。ただし、各地の造出付前方後円墳を見ても、葛城と吉備の古墳をのぞけば大型規格に達するものはない。太田茶臼山の墳丘規格は、それ以前のこの地の古墳とくらべ、あまりにもちがいが大きく、突然変異的な極大化を門脇、白石両氏のような説明で納得することはできない。また、太田茶臼山以前の首長墳とのあいだに時間的な断絶が認められ、その後についても今城塚造営までの間に少なくとも2世代程度の空白期がある点も見のがせない。この2基の大古墳の出現の仕方には、在地首長権の順調な継承発展の結果としては説明できないような跛行性が認められるといつてよい。

三嶋の地に2基の大古墳が出現したのは、この地が倭王権によって王陵区として定められたため、大王若しくは有力王族の墓として太田茶臼山が造営され、その後数十年後に継体死去にともない今城塚が築造されるに至ったものと考えられる。その間にかかなりのブランクがあるのは、新設の王陵区であったため施工能力の整備が十分でなかったためか、新たな王陵区として設定されたものの王権の本拠であるヤマト盆地東南部からはあまりに遠く何かと不都合なため、淀川下流域の勢力と関係の深い継体の登場とその崩御まで、有力王族以上の墳墓地に選ばれなかった可能性が考えられる⁷⁾。

王陵区変遷に関する諸説 王陵区変遷の意義をどのように理解するかという諸説について、白石太一郎は次のように整理しているのでそのまま転載する(白石2000:P130)。

A 墓域移動説

A 1 大王家墓域移動説(平野邦雄・和田萃/近藤義郎・水野正好・北野耕平・広瀬和雄)

A 2 地域国家としてのヤマト国家王墓移動説(門脇禎二)

B 河内勢力勃興説

B 1 河内勢力王権奪取説・政権交替説(直木孝次郎・上田正昭・岡田精司/石部正志・都出比呂志)

B 2 ヤマト王権内部での盟主権の移動説(白石太一郎)

C 西方勢力東遷説(水野祐・井上光貞/江上波夫・森浩一)

ほかに吉田晶(吉田1998:P92-112)や熊谷公男(熊谷1991)はA 1説に属す。

筆者はA 1説を支持する。門脇禎二のいうように、文献上山陵が河内(ここでは和泉, 摂津を含む広い地域を指している。以下同様)にあったと伝承される大王の場合も、王宮の所在地は大和に伝承される場合が多い点は無視しがたいと思われる(門脇1988)。また、大和には大王の部族的基盤とみ

られる古式小墳が圧倒的に多く築造されたのに対し、河内にはそのような小墳は著しく少なく、古市、百舌鳥の大王墳群の部族的基盤は大和に求めるしかないという近藤義郎の本質的な指摘（近藤 1983 : P295-306）にも説得力がある⁸⁾。氏は、あるいは武力的制圧をともなって、大和南部の部族連合が河内をも包括する連合を形成したことによって、王陵区の河内進出が可能となったとされ、大王墳の河内進出には、河内のみならず西方の諸部族に対しそのような連合が成立したことを示す政治的意図があったと推定した。また、①大和では耕地などを犠牲にしなければもはや墳墓地を形成することが困難であった、②墳墓造営の労働力の結集にも限界がみえつつあり、河内や山城を含めた労働力結集が図られた、という王陵区移動の現実的要因について指摘した。したがうべきであろう。筆者も、①②のような現実的な問題点の解決のため王陵区の移動が計画的に推進されたものとみているが、最も大きな要因は大王墳築造に要する経済的基盤の整備をどうするかという課題の克服にあったのではないかと考える。

大王墳造営の経済的基盤 石母田正によれば、律令制下の雑徭制において、令に明文化されていないものの、雑徭に差発された公民には徭役期間中、官から食糧（米と塩）が支給されるのが原則であり、使用する道具も官給であったらしいとして、「徭役労働のかかる特徴は、大化前代の首長制が古墳を築造し、開墾をおこなうさいの徭役のあり方をしめすものとかんがえて誤りはない」（石母田 1971）という。原初的農業共同体において、初穂として貢納された余剰生産物は共同体首長によって管理され、不作時のそなえ、春の種稲の分与、祭祀儀礼の執行、水利等に関連する各種土木工事の共同体的労働のためなどに備蓄された。弥生墳丘墓などはこの段階の共同労働によって十分築造可能な程度の規模といえよう。やがて余剰生産物は、首長によって管理される共同体の財産から首長の私富に転化し、共同体の生産関係は階級的秩序に転化するとされ、この転化こそ弥生時代末から古墳時代への移行期に起こったとみられる。

この時期、弥生墳丘墓とは比較にならない大規模な古墳が大和盆地東南部で次々と築造された。共同体成員の自発的労働奉仕によって築造可能な程度をはるかに超えた労働力の結集が必要であったと思われる。箸墓古墳の築造に当たっては、おそらく三輪山西麓の狭義の大和の地一帯から作業員が集められ、中国人技術者の指揮監督のもと、後の世に、「昼は人が作り、夜は神が作った」と記憶されるほどの動員体制が敷かれ、休みなく工事が進められた。そのようにしても完成までには数年から十年程度は要したとみられるが、その間、差発した作業員には米塩を支給しなければならない。諸国に共立されてようやく成立した倭王権であるから、3世紀後半という段階では諸国に経費の負担を命じるようなことは考えられず、ほとんどすべて狭義の大和の地の生産力によって所要の経費はまかなわれたはずである。纏向遺跡などで吉備や北陸、伊勢湾沿岸地域など他地域の土器が出土することから、古墳造営にそのような各地から労働力の供出があったことを推定する論もみられるが、仮に作業員の提供があったとしても、当時の交通事情や王権の権力基盤の脆弱さなどを考えれば、差発された作業員のための養物を、長期にわたる工事期間を通じて派遣元から送り続けさせるようなことは考えがたい⁹⁾。

大和では3世紀後半から4世紀初頭にかけて5基の大型前方後円墳のほか、墳長200mに近い桜井茶臼山古墳や、墳長100mを超す前方部墳が20数基営まれている。すべてが大王、王族および初期倭王権の有力成員の墓にちがいないとすれば、その造営は箸墓と同じく狭義の大和の生産力に支えられて行われたとみるべきであろう。

このように大型古墳の築造が常態化してくると、古墳築造に要する経費は王権の財政にとって大きな負担となったはずである。一方では王権の拡大強化のための軍事力の強化も図らなければならない、

内政外交に要する費用、王宮の維持、大王王族の生活のためにも多くの労働力と各種の生産物が必要である。古墳築造に要する過度の出費は王権の財政を疲弊させ、その権力基盤を揺るがせかねないほど深刻な問題と認識されるのは時間の問題であったと思われる。

この問題の解決策として打ち出されたのが、王権の本拠地から離れた未開の原野を開発し、あらかじめ新田開発を大規模に行い、まずは新田開発に要する人員を養うに足る生産量を確保し、さらに余剰の生産が得られるようになった時点でこれを古墳築造の資に充てる、自己完結的に自給自足できる古墳築造体制を整備するという財政政策ではなかったろうか。

大型古墳築造のためには多数の土工要員が集められ、一方で大土木工事の施工管理を行い作業員の指揮監督に当たる専門的技術者集団も養成され、それぞれ熟練の度を高めていったものと思われる。労働力の効果的な結集を図るため、築造現場の近くには彼らのための宿舎も建設されたであろう。築造予定地では大規模な整地が行われ、各種資材の運搬のためかなり遠方からの水路や陸路も整備された。大型古墳築造の常態化によって形成された土木工事の専門的集団と経験的に蓄積されたそのノウハウは、そのまま大規模な新田開発に効果的に応用することができる。3世紀の末ころ、おそらくワニ系氏族の了解と協力のもとに、まず佐紀の地が王陵開発区に選定された。古墳築造を開始できるほどの十分な生産量を得るためにどれほどの期間が必要であったか、おそらく数十年単位の期間を要したはずで、この政策は実際の古墳着工よりかなり早くから計画的に推進されたものと想像される。

王陵区が大和から佐紀へと移動した背景には、王権の財政を考慮したこのような意図があった可能性が高いと考えられる。それまでの大和での古墳造営が、王権本拠地からの本来の生産力によってまかなわれ、いわば一般会計で処理されていたのに対し、そのような中で打ち出された王陵開発区の創設という政策は、大王墳の築造に用途を限定した特別会計を設置したようなものといえる¹⁰⁾。

王陵区の展開 自給体制が整った佐紀王陵区（西群）では、五社神以下の大王墳、塩塚古墳などの王族墳にくわえマエ塚などの陪塚の築造も要請されるに至り、受注能力に限界が見えてくるのは時間の問題であった。特に4代にわたる大型規格大王墳の築造が切れ目なく行われたのはかなりの負担になったと思われ、また台地上には適地を求めがたくなって宝来山以降、低湿地に築造せざるをえなくなったことも一つの転機になったと思われる。新たな王陵区設定が切実な課題となったと推測されるが、葛城をはじめ伝統的勢力がひしめく大和の地では新たな候補地を求めることができず、結局二上山系を越えて河内に進出することとなり、4世紀末ころに古市王陵区が設定され、やや遅れて百舌鳥王陵区が設定された。河内への王陵区の進出は、白石太一郎がいうように、大和川に結ばれた大和と河内が3世紀以来邪馬台国および初期大和政権の勢力基盤（原領域）（白石 2000：P135）であったため平和裡に行われたものか、それとも近藤義郎のいうように、玉手山古墳群や摩湯山古墳・乳の岡古墳の部族に対する武力的制圧（近藤 1983：P301）をとまうものであったかどうかかわからない。古市、百舌鳥においても新田開発がはじめに行われ、ある時期以降には朝鮮半島からの帰化人の技術力、労働力が投入された可能性は高く（田中 1989）、その後の超大型古墳の築造に耐えうる生産力を蓄積していったものと思われる。

古市では津堂城山古墳に続いて仲津山古墳の築造がはじまったが、最大型規格をもつ仲津山の工期は相当の長期に及んだものと推測される。その間に倭王・讚の墓を超大型規格によって営むことが決定され、造営態勢の整った百舌鳥の地が選定され百舌鳥陵山古墳の築造が開始された。3基の超大型古墳は百舌鳥陵山（百舌鳥）→誉田御廟山（古市）→大仙陵（百舌鳥）と古市、百舌鳥で交互に造営されたが、これはそれぞれの王陵区の施工能力を考慮して配分された結果とみるべきであろう。古市と百舌鳥それぞれに異なる王統の大王墳が営まれたという政治的解釈も知られるが、両王陵区の施工

能力を考慮して交互に超大型墳の造営地を配分したとみれば済む問題ではなかろうか。超大型古墳の築造はそれまでの大型古墳とはくらべものにならないほどの労力が必要であったとみられるが、珍の死は讃の死の5年ほどあとであり、古市にも百舌鳥にも余力がないため、その墓（市庭古墳）は佐紀に割り振られたものであろう。興の墓（ウワナベ古墳）も佐紀王陵区に営まれており、これも各王陵区の施工能力と受注状況をみて、バランスよく工事を割り振った結果であると思われる。

三島野王陵区の設定 5世紀においては3基の超大型古墳にくわえ、古市墓山など大型規格の王族墳、かなりの数の中型規格の前方後円墳、さらには多数の陪塚の築造が並行して進められるが、そのような中で将来的に3つの王陵区だけでは注文に応じきれない事態が予測されるに至ったと推測される。そこで、その解決策として、さらに新たな王陵区の設定が計画されたのではなかろうか。三島野の地が選定され、在地の豪族の了解のもとに王陵区の三島野進出が決定された。このころになると、畿内においては群小の地方豪族には有無をいわせないほどに大王権は強固なものとなっていたとみてよからう。

三島野王陵区の造営態勢が整うと太田茶臼山古墳が築造された。ただ、そのころには3大古墳の工事も峠を越え、中国王朝への遣使も停止されて、大王墳の墳丘規格も相対的に小型化していった。また、王宮のある大和からはいかにも遠く、せつかく王陵区として設置されながら、結局大王ないし有力王族墳としては太田茶臼山と今城塚の2基しか営まれなかった。このように三島野における造墓活動はそれほど活発ではなかったが、この地が王陵区であったことは、継体の墓所としてこの地が選定されていることから明らかである。継体が淀川下流域に王宮を営むなど、この地域との関わりの深い大王であったことはたしかであるが、三島野が王陵区であったことが、ここにその墓が築かれた最大の理由であったと考えるべきであろう。

王陵区の管理集団 王陵区における事前の新田開発から各種インフラの整備、水稻生産が軌道にのれば古墳築造の受注から実際の施工管理に当たったのは、後に土師連を名乗ることになる専門的造墓技術者集団であったことはまちがいない。彼らは箸墓築造に際して中国人技術者から設計、施工、測量などの土木技術を伝習され、これを家職として受け継ぎ、専門的造墓集団としての地位を確立していったものと推測される。土師氏に四腹有りといわれ、平安初期には大きく4つの支族に分かれて存在していたことが知られる。佐紀から古市、百舌鳥へと王陵区が新設されるのにもなって、支族が分派されていったものと思われる。佐紀、古市王陵区には、のちに菅原と改氏姓される土師氏があつてその経営に当たった。秋篠氏も佐紀の土師氏の一派とみる説が有力だが、河内国志紀郡を本貫とするとの説（小出1951）もあり、古市王陵区の経営に参画した可能性もある。

大枝氏と改氏姓された毛受腹が、百舌鳥王陵区の経営に当たった土師一族の末であることはいまでもない。平林章仁によれば、三島の地にも耳原の地名があり、大型横穴式石室で著名な耳原古墳の所在地の地名は毛受野であるという（平林1992）¹¹⁾。近くには土師氏の祖野見宿禰を祭神とする式内野身神社があり、新池埴輪窯付近の地名は土室（古くは埴廬）と、土師氏の存在を物語る証拠にこと欠かない。おそらく毛受腹からさらに分派された土師一族が定住して、新設の三島野王陵区の開発、経営に当たったものと考えられ、大王家の喪葬に深く関与して繁栄した土師氏の自己増殖的勢力伸張の実態がうかがわれるとあってよいであろう¹²⁾。

三嶋の地における土師氏やその経営に係る官営工房の存在は、この地が王陵区として設定されたこと、太田茶臼山古墳が大王又は有力王族の墓である可能性がきわめて高いことを物語る事実といえる。

王陵区の終焉 王陵区の変遷に関する筆者の理解は以上のとおりであり、その移動が王朝の交替によって引き起こされた歴史事象などではなく、王権の財政を圧迫することなく大型古墳を築造し続けら

れる体制の整備という実利的、功利的意図に発した政策の結果とみるべきことを論じた。末永雅雄は、百舌鳥、古市両古墳群の中間に位置する松原市には河内大塚古墳をのぞいて古墳が皆無に近いことに注目し、「この広々した地域が空間のままであるのは、何か説明のできる理由があるはず」として「百舌鳥や羽曳野古墳群形成のための食料供給の基盤を成していたのではないか」と指摘している（末永1985）。聞くべき所論といえ、この地が実際に王陵区付属田の一部であったかどうかは別にしても、王陵区には本来的に食料供給の基盤が付属していた可能性は高いと思われる¹³⁾。

古市では8、9期にも100mクラスの前方向後円墳が何基か営まれ、6世紀に入っても大王家の墓所としての経営が継続され、三島野でも継体の墓が営まれたが、佐紀と百舌鳥では8期以降に比定される古墳はなく、王陵区としての機能は廃止されたとみられる。宣化、欽明の墓は再び大和に営まれ、その後、前方向後円墳の築造停止と大王墳の方墳化、近飛鳥への王陵区の展開など様相は複雑化するが、本稿の対象とする時期から外れるので詳しくは触れない。いずれにしても、中国王朝への朝貢の停止、横穴式石室の導入にともなう埋葬思想の変化などによって、墳丘規模の縮小化、大型古墳を営みうる王族の範囲などにも変化が生じ、複数の王陵区を維持する必要性が消滅したものと思われる。ただし、王権直轄の王陵区の生産関係はそのまま維持されたであろうから、その生産力は、大規模な墓づくりに替わって王宮の整備や朝鮮半島への武力介入など、その時々急務と捉えられた目的のために有効活用が図られたものと推測される。土師氏もまた多年にわたって蓄積された先進的知識や動員力を活かして、軍事や外交面に活躍の場を見出していくこととなる（直木1964：P19-22）¹⁴⁾。

8. おわりに—記紀の陵墓記録の評価をめぐって—

被葬者特定をめぐる問題点 古墳の当初プランを復元的に把握する方法によって、大和、河内を中心とする大型古墳の墳丘規格を把握する作業を行い、いくつか不確実なものは残されたが、ほぼ当初の目的を達成したものと考える。

今回の作業では径72歩(98.6m)以上の後円部規格をもつ古墳56基を取りあげ、24等分値企画図を掲載した。築造当初の墳丘プランに関する筆者の把握について、円周線と方格線の組み合わせによって計測点を明示したので、読者による検証が可能であり、本図を叩き台として利用していただき、当初プランと墳丘規格の確定作業が前進されることを期待したい。

企画図の作成に当たっては、すべての古墳についてあらかじめ図上検討によって等分値企画図を作成し、これを持って現地踏査を行い、図の補正を行った。淡輪と丹後の古墳など1回しか踏査できなかった古墳もあるが、ほとんどの古墳については二度三度と足を運んだものの、不十分な観察に終わったものも多いため、現地調査の便に恵まれた研究者による検証作業をお願いしたい。特に陵墓治定古墳については濠外からの観察にとどめざるをえず、大仙陵古墳や誉田御廟山古墳にいたっては周堤に阻まれて墳丘を望見することすら不可能であった。陵墓への立入りが考古学研究者に対しても極限されている現状では、宮内庁の専門職員による検証作業を期待するしかなく、筆者の復元案に対する検証とその結果の公表を切にお願いしたい。

本稿後半では、復元的把握法によって確認された墳丘規格をほぼ唯一の根拠として、大王墳の選別という問題に関し推測を行った。実証に徹した論の前半と、推測の多い後半とでは全く異なる論調とみられるかもしれないが、古墳築造に際して実際に倭王権が指定した墳丘規格を、当時の使用尺の尺(歩)数によって把握できたと信じるので、その延長上での当然必要な作業であったと考えている。近年、白石太一郎は考古学と文献史学との協業の必要性を強調するとともに、古墳被葬者の特定こそ、古墳の暦年代比定などの問題を前進させる有効な手段になることを力説している（白石1999）。もち

ろん、氏も注意しているように、資料操作の段階で両者の方法を混交させるようなことがあってはならないが、文献資料の少ない古墳時代の研究を進展させるためには、「使える資料は文献資料であれ、考古資料であれ、積極的に使うべき」との指摘は至言といえよう。

考古資料の操作（墳丘規格の復元的把握）に関しては、一定の方法によって厳密性を維持し、当初の設計値の復元に成功したものと考えている。大王墳の選別に関しては、その延長上の推定作業として、あえて粗雑な素描を披露したが、墳丘規模に着目した被葬者特定作業の一例としてあえて提示した。存分に御批判いただくとともに、今回復元的に把握された当初プランと墳丘規格に関するデータを利用して、いかようにも論を展開してもらいたい。

いずれにしても、5世紀以前に関しては、魏志倭人伝に記された二人の女王や宋書倭国伝に登場する倭の五王ぐらいしかその墳墓を特定すべき存在はないので、文献史学、考古学の両面からあらゆる方法を駆使して特定作業を推進する必要がある。その特定作業が前進されないかぎり、古墳時代史の研究に質的な転換は図れないであろう。大仙陵を倭王武の墓に擬したことなど、これまでの通念からは認めがたい見解であるかもしれないが、陵墓未公開の状況が続く中での現状の編年観、暦年代比定であるから、今後修正されるべき部分が多いことも十分ありうるとみて、墳丘規格をほぼ唯一最大の根拠とする自説を述べた。

古墳の被葬者の推定作業を行うに際してはいくつか解決しなければならない大きな問題が存する。そのうち今回は墳丘規模の正確な把握の問題を解決し、王陵区変遷の真因についても卑見を述べた。ほかに個々の古墳についての相対的、絶対的年代の確定作業は今後とも推進されなければならないが、その際に注意しなければならない問題がいくつか指摘される。

その第1に寿陵の問題がある。筆者は寿陵の存在を認めない立場をとるが、大王墳のような大型規格古墳の場合、その築造には10年単位の相当長期間を要したはずであるから、生前からの築造とみるか、死後にはじめて着工したとみるかによって、古墳相互の先後関係の決定や暦年代比定などに大きな影響が出る。超大型古墳の場合では、どちらの立場をとるかによって大王一代の治世年数ほどのちがいが生じる。寿陵問題に関するみずからの立場を明らかにせずに大王墳の比定などに言及する論者がほとんどであるのはきわめて奇異な現象といわなければならない。

第2に、近年円筒埴輪の編年が大きく進展を見せ、治定範囲外の外堤部の調査によって埴輪列が検出されるケースも増えつつある。編年作業の一層の進展に期待が高まるが、常識的に考えて外堤部の埴輪は長期にわたる古墳築造作業の最終段階で設置されたとみられるから、被葬者推定などに当たっては着工から外堤への埴輪設置までの時間幅をどのように見積もるかによって相当の影響が出る。埴輪の編年からすると仲津山と百舌鳥陵山にはあまり時間差がないとみられているようであるが、前者が径120歩の最大型規格であるのに対し、後者は径162歩の超大型規格であり、同じような施工体制によって造営されたものなら後者の工期の方が相当長くなるはずであるから、着工時点は百舌鳥陵山の方が早かったと捉えなければならないのかもしれない¹⁵⁾。

また、5世紀の古市と百舌鳥では、絶え間なく何基かの大王墳と王族墳、くわえて多数の陪塚の築造が並行して行われていた。したがって、墳頂部の埋葬主体部周囲に樹立する埴輪については当然供給先を特定して製作されたと思われるが、それ以外の埴輪は、供給先を特定しないまま製作されたもので充当される場合もあった可能性が考えられる。外堤上の埴輪などは王陵区内の各工房で集積された埴輪をかき集めて樹立される場合も多かったのではないかと思われる。各埴輪工房では供給先を特定しないまま生産を継続し、在庫量を増やすような増産態勢がとられ、注文に応じてストックを融通し合うようなことも多かったのではないかと想像される。埴輪の生産と供給に関してこのような実態

があったとすると、外堤出土の埴輪を利用した時期判定や被葬者特定のためには一定の資料操作が必要なのではないかと考えられ、墳丘本体の築成期間の問題とともに注意が必要であろう。

第3に、王陵区内の前方後円墳の中で大型、準大型規格をもちながら、古市墓山古墳のように大王墳に充てることのできない古墳がいくつか残された。大型、準大型規格に達しない中にも桜井茶臼山や御廟山など墳長200mに近い古墳があり、150m前後のものを含めてもその数はそれほど多くはなく、王族中でどのような立場にあればそのような大古墳に葬られえたのかという問題も残る。大王墳を選別するのであれば、選から漏れた王陵区中の大型古墳の被葬者の問題についても、個人名までは無理としても、王権内でどのような立場にあれば王族として大型規格の前方後円墳を営みえたのか、同じような検討作業が今後必要であろう¹⁶⁾。

記紀の陵墓記録の信憑性 6歩きざみの限定的な後円部規格の存在、大型以上の古墳の墳長については30歩や60歩の整数倍か、それを基準に10歩きざみの調整が行われていたことから明らかなように、墳丘規格は造墓主体者によって自由気ままに選択されたものではなく、基本的に倭王権による墳形と墳丘規格の指定(造墓指定)にもとづいて決定されたことは否定できない。大王、王族をはじめ中央、地方の豪族に対し営むべき墳墓の内容を適正に指定するためには、過去の指定記録が厳密に管理されていなければならない。ところが、記紀の陵墓の記録は、王陵区の時期的変遷などの大筋では事実を反映しているものの、個々の陵墓の記載にはほとんど信を置けないといって過言ではないほどの有様であり、宮内庁による陵墓の治定もこれに連動して誤謬に満ちたものとなっている。大王墳が盛んに造営されていた期間を通じて、筆者が想定するように厳密な造墓管理政策が行われ、造墓記録も整備されていたとみると、その記録が後世に何故正しく伝わらなかったのか大きな疑問として残る。あるいはこのことから、筆者の想定する造墓管理政策自体の存在さえ疑問視されかねない問題である。

この問題に関する解答としては、いつのころか、文字通り「錯簡」があったからとみることは可能であろう。造墓記録には、被葬者名と造墓指定内容(墳形と墳丘規格)のほか、以後の造墓指定の参考とするため被葬者生前の主な事蹟、王権への奉仕内容なども列記されていたと想像される。中央、地方の豪族に関してはその墳墓の造営地は中央政府として特に記録すべき内容ではなかったかもしれないが、大王、王族墳の場合には造営地についても当然記録されていたはずである。記録の素材としては木簡や竹簡が用いられた可能性が最も高いと考えられる。一枚の簡にすべての情報が記入できれば問題ないが、数枚にわたって書きつがれた場合には錯簡の恐れが生じる。ほぼ300年間前方後円墳という墳墓形式で大王、王族墳がつくられ続けたが、その間に、あるいはそれ以後記紀編纂に至る期間において何らかの事故によって錯簡が生じることは十分考えられることといえる。

そのような事故があったとしても、5世紀以降の大王墳の所在地に関する錯簡が修正できなかったというのも奇異に思われる。王陵区が河内に移ってからは追善祭祀の執行も簡略化され、ついには造出の設置をもって祭祀に替えるようになると、急速に記憶は失われ、造墓記録を補訂することも不可能になっていったのかもしれない。しかし、帝紀の成立が6世紀の中ごろ、欽明朝のこととする定説(津田1972版:P47)にしたがえば、築造されたのがたかだか50~60年前に過ぎない倭王武の墓の所在さえわからなくなっているというのは理解しがたいことといえる。記紀の伝える河内多治比(丹比)の高鷲(高鷲)の地には大型前方後円墳は存在せず、現行の雄略陵である高鷲丸山古墳は径54歩(74.0m)の円墳であって、このような下位墳形の古墳が本来の雄略陵であるはずがない。記紀編纂に当たり典拠とされた帝紀の山陵に関する記述に重大な誤りがあったとみるしかないであろう。

記紀や延喜式の陵墓記録の評価に関し白石太一郎は、延喜諸陵式にもとづく「陵墓の所在地研究は、すべて奈良時代における陵墓比定作業」の再考証にすぎず、「四・五世紀の陵墓比定の史料として使用

しうるものは、『帝記』以外には存在しない」として、『帝記』の「崇神以後の部分については、畿内における大王墓級の大型前方後円墳の所在地の変遷と巨視的には一致」し、「陵墓に関する伝承の信憑性はきわめて高い」と結論している(白石 2000 : P477, 487-494)。氏は、時間を追って大王墳の営まれた地域が大和から佐紀、古市、百舌鳥、三島野へと展開したことは大筋でたしかなことと認められるとみて、百舌鳥三陵の例をあげて、個々の陵墓の所在地記載は王陵区まではほぼ正しいものの、個々の古墳への比定については必ずしも信を置けないと指摘し、その後、現・履仲陵(百舌鳥陵山)→仁徳陵、現・仁徳陵(大仙陵)→履中陵、土師ニサンザイ→反正陵とする修正案を示している(白石 2004 : P129)¹⁾。この三陵については百舌鳥に営まれたことが記紀に明記されており、延喜式にもとづく現行の陵墓比定は誤りであるが、所在の王陵区に関してまでは、記紀の記載は信を置けるとの見方にもとづく修正案である。何らかの錯簡があったとしても所在の王陵区に関する記憶まで失われることはなかったとする理解を示したもので、一つの見識といえようが、雄略陵の所在地域ですら混乱をきたしているのが実情であるから錯簡は甚だしいというべきであり、所在の王陵区までは真実を伝えていると一概にいうことは到底できない。

井上光貞は、記紀成立のころに伝来していた帝紀に対し、6世紀にはじめて述作されたときのものを「原帝紀」とし、原帝紀の内容として①続柄、②御名、③皇居と治天下、④后妃と皇子女の4項目が記載されていたことは確実で、ほかに⑤宝算・崩御の年月日・山陵のうち、山陵については位置や名称が記紀の間でほとんど相違していないので、原帝紀に記載されていたことは確実と断じている(井上 1965 : P31-34, 50-51)。そして、「山陵の記事がほぼ事実であろうことは、特に応神、仁徳、履中の三陵の(所在地についての一引用者注)考古学的知見の示すとおりである」と根拠を示す。山陵の記載が原帝紀にあったであろうことは常識的にみて承認してよいと思われるが、今日の考古学的知見にもとづけば、上述の説明では、その記録が正しく事実を伝えていることの証明には全くなっていないといえよう。記紀に記された山陵の位置は誤謬に満ちており、原帝紀述作以前かその時か、あるいは津田左右吉(津田 1972 版 : P46)のいうように「後になってそれが種種に、また幾度も、変改せられ」「ある時期に、全体に涉って大いに潤色の加えられたことがあるかも知れぬ」とすればそのようにして、重大な変更が意図的に加えられた可能性は十分考えられる。津田は、帝紀旧辞は「文字に写されたもの」で「典籍となって世に存在していたのであろう」と述べ、井上も「帝紀は成書であった」と考えている。成書であれば偶然の錯簡というような事態は考えにくく、意図的な改ざんが行われたと考えるよりほかになさそうである。

原帝紀が6世紀のなかばにつくられたとすれば、それは欽明朝のことになる¹⁷⁾。いうまでもなく欽明は継体の嫡子で、継体はもと近江の豪族であったが、允恭にはじまる王統から王権を篡奪し、「誉田(応神)天皇五世孫」を称して即位の正当性を主張した。宋書に珍と済の続柄が記されないことや倭風諡号の相違などから、讚・珍(A系)と済・興・武(B系)の異なる系統の王家の存在を想定し、記紀にはA系の讚=履中系こそ継体グループに親しく描かれるとする見方は有力である(神田 1959)。済(=允恭)王統最後の大王武烈は悪逆無道の天皇と描かれるが、これは諸家の説くように允恭王統の断絶と継体の即位を正当化するための作為であることは明らかであろう(川口 1981、塚口 1991)¹⁸⁾。安興と雄略も暗愚、暴悪の王とされる一方、継体の遠祖応神は生まれながら日本全土と三韓の支配者とされ、その子仁徳は聖帝と描かれる。即位後大和に入った継体は、前王統に連なる手白香皇女を后とすることによって王権の正当な後継者としての地位を確立するが、手白香皇女は顕宗と大王位を譲り合った有徳の王仁賢の娘であり、仁賢の祖父は履中なので、継体は二重に履中の王統に連なることになる。

継体即位をめぐるこのような叙述の構想は、最終的には書紀編纂段階で確定されたのであろうが、原帝紀編纂の時点である程度こうした構想にもとづく潤色が行われ、旧辞的記録についても改ざんされた可能性はきわめて高いと思われる。継体王統の正統性を主張するための帝紀、旧辞の改ざんが組織的に行われたと想定すると、ひとり山陵の記録だけが改ざんの手をまぬがれ原型を保ったとは到底考えられない。

山陵の大きさは、そこに葬られた大王の偉大さを視覚的に明示する。継体の王統にとっては、暴悪の王（として描いた）雄略や武烈の墓が超大型の古墳であっては困るのであり、逆に遠祖応神や仁徳の墓が小さな古墳であってはならない。応神が実在したとして、履中の2代前の大王とすれば時期的には津堂城山あたりが最もふさわしい候補となるが、胎中天皇の墓としては規模が劣ると考えられ、古市では最大の誉田御廟山がその陵と認識されるように原帝紀の改ざんが行われたのではなかったか。

聖帝仁徳その子履中の陵としては百舌鳥の超大型古墳が充てられた。一方、允恭系については、允恭=済、安康=興、雄略=武とすれば、筆者の推定のように本来はそれぞれ超大型級の古墳に葬られていたはずであるが、山陵の記載をそのままにしたのでは、暴悪王とした記述との矛盾が生じてしまうから、帝紀、旧辞の全体的改ざん方針の中で山陵部分の記録改ざんは必要不可欠な行為であった。安康と雄略については大型前方後円墳が全く存在しない地が陵の所在地とされた。河内の丹（治）比にも大和菅原にも陵墓にふさわしい大型古墳は存在せず、現雄略陵は円墳と方墳を前方後円形に周垣で囲って辻褃を合わせたものであり、安康陵に関しても長く所在を特定できず、文久3年（1863年）に漸く治定された場所は馬出しをもつ戦国期の方形居館跡であった（村田 2000）。今日の宮内庁による陵墓の治定は、継体王統の正統性を主張する意図のもとに原帝紀の改ざんを凶った継体・欽明王統の史官のねらいどおりになっており、ある意味では記紀に記載された史実に忠実かつ正確な治定が行われているとよい。

原帝紀の記載項目のうち、王宮の所在などは特に王の偉大さに直結する情報ではなく改ざんが施されることもなかったと思われるが、古墳の墳丘規模が生前に成し遂げた事績に比例して後継大王によって決定され、その大きさが被葬者の偉大さを直接反映すると当時の人々にも理解されていたとすれば、ときの宮廷には原帝紀編纂に当たって山陵記録の改ざんを必然化させる事情があったことは事実といわなければならない。記紀に宋書が引用されないのも、故のないことではあるまい。このように宮廷ぐるみの組織的な山陵記載の改ざんが行われたとみれば、白石太一郎がいうように、陵墓記録のうち所在する王陵区までは真実を伝えるというような理解でよいのかどうか再検討が必要なのではなかろうか¹⁹⁾。

記紀の応神以降の陵墓記録については原帝紀成立のころすでに意図的な変更が加えられ、所在の王陵区を超えて治定替えの行われた可能性は高い。同様に5世紀には佐紀王陵区に大王墳が営まれることはなかったとする通念に関しても、王陵区移動の真因に関する筆者の解釈に妥当性を見いだすことができるのであれば、これを見直す必要があるというべきであろう。ともに大王墳の被葬者特定に当たってその成否を左右する重要な前提の問題であるから、この点についても議論が深められることを期待したい。

陵墓に関する記録が後世に正しく伝わらなかったとして、そのことで筆者が想定する造墓記録の存在、ひいては倭王権による全国的造墓管理政策の存在を否定することはできないことを述べた。いずれにしても、本稿で明らかにした墳丘規格の序列と区分に関する事実関係は、倭の五王をはじめとする大王・王族墳の特定のみならず、倭政権内外の政治関係をより鮮明に復元する材料ともなる、古墳時代史研究に質的転換をもたらす可能性を秘めた情報源になるものとする。